

**今回のテーマ：ワクチン休暇は、義務なの！？**

Q. 新型コロナワクチンを接種する際に休みを提供する「ワクチン休暇」は、会社として与えなければならないものなのでしょうか。また、その際の賃金の支払いは、どう考えればよろしいのでしょうか？

A. 厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）問20によると「職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜けや出勤みなしを認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます」とあります。あくまで「望ましい」対応でありワクチン休暇を設けなければならぬのか、という今回のご質問に対する回答でいうと「任意です」というしか答えようがない状況です。

**ワクチン休暇の設置は、任意です！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール  
滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。  
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**